

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和3年12月15日（水）
意見提出期間	令和3年12月15日（水）から令和4年1月13日（木）まで
市民への周知方法	市ホームページへの掲載及び意見募集要項・関連資料の配布 開発審査課、行政情報センター、タウンセンター及び図書館

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	0件

<具体的な内容>

災害ハザードエリア内における許可について

	意見等の内容（要旨）	区分	市の考え方（回答等）
1	和留沢地区は、市街化区域に隣接し、又は近接し40以上の建築物が連たんしている地域でなく、集落内にイエローゾーンも点在している地区ですが、この地区では、自宅の建て替えや新築は行えなくなってしまうのですか？	A	今回の改正では、既存集落の維持及び営農環境の保全に対する影響を踏まえ、地域の実情に鑑み、イエローゾーンにおける自己の居住用の住宅については、従前のとおり、開発規制の対象から除くよう規則に反映してまいります。